

安城市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市環境基本計画に基づき、雨水の流出抑制及び地下浸透を推進し、雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって地球環境の保全に資するために雨水貯留施設又は雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）を設置する者に対し、予算の範囲において交付する安城市雨水貯留浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽、同法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備若しくは施設又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独浄化槽をいう。
- (2) 雨水貯留施設 公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下「下水道」という。）への接続に伴い廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用し、又は新たに市販の雨水貯留槽を設置することにより、雨どいから雨水を流入させ、河川及び水路への流出を抑制し、雨水の有効利用ができる施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させることができる次に掲げる施設をいう。
 - ア 雨水浸透ます、浸透管及び浸透U型側溝（浸透孔を有し、周囲を充填材料等から構成されるものに限る。）
 - イ 透水性舗装（透水性の高い材質によって構成される舗装で、駐車場、歩道等の地表に施工されるものに限る。）
- (4) 排水設備 安城市公共下水道条例（平成4年安城市条例第23号）第3条第5号又は安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成10年安城市条例15号）第3条第4号に規定する排水設備をいう。
- (5) 改造工事 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等をいう。

- ア 浄化槽内部の汚泥のくみ取り及び清掃
- イ 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事
- ウ 雨水の集水及び余水吐の配管又は開渠^{きよ}の設置工事
- エ ポンプ及び水栓の設置及び配管工事

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内（別に定める基準において雨水貯留浸透施設を設置することが不相当と認める区域を除く。）の宅地又は雑種地（以下「宅地等」という。）において施工される雨水貯留浸透施設に係る設置工事又は改造工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としない。

- (1) 既にある雨水貯留浸透施設を作り替えようとするもの
- (2) 補助金以外の助成金又は融資を受けるもの
- (3) 移転補償等の機能回復により設置するもの
- (4) 法令又は宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられたもの
- (5) 第5条ただし書きに規定する補助金の限度額の適用を受けた宅地等に再度設置するもの
- (6) 雨水貯留施設（市販雨水貯留槽）に係るものにあつては、中古品の市販雨水貯留槽を使用して行うもの
- (7) その他市長が不相当と認めたもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に土地又は建築物を所有し、又は使用している者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、市税を滞納している者並びに安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者は、この限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の種目の欄に掲げる施設に応じ、同表の補助単価の欄に定める補助単価により算出された額の合計額とする。ただし、補助金の額は、15万円（補助事業が宅地分譲に伴い行われる場合その他一団となる複数の宅地等において行われる場合は、一の宅地等につき15万円）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に交付された補助金の対象となった雨水貯留浸

透施設に係る宅地等において新たに補助事業を実施する場合における当該補助事業に係る補助金の額は、別表第1の種目の欄に掲げる施設に応じ、同表の補助単価の欄に定める補助単価により算出された額の合計額から過去に交付された補助金の額を控除した額とする。ただし、補助金の額は、15万円（補助事業が宅地分譲に伴い行われる場合その他一団となる複数の宅地等において行われる場合は、一の宅地等につき15万円）を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る工事の着手前に規則様式第1による補助金等交付申請書に、雨水貯留浸透施設事業内容書（別記様式）、別表第2の左欄に掲げる雨水貯留浸透施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類及び市税の滞納がないことを証する書類（申請書において市長が市税に関する賦課徴収資料を閲覧することについて同意しない場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 既存浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合は、前項の規定による申請は、安城市下水道管理規則（平成4年安城市規則第25号）様式第1による排水設備等確認・変更確認申請書の提出と同時に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を附さなければならない。

- （1）設置された雨水貯留浸透施設を7年以上存続させ、その保全に努めること。
- （2）設置された雨水貯留浸透施設の点検、清掃等の維持管理を行うこと。
- （3）市が定期的に行う雨水貯留浸透施設の状況調査について、協力をする事。
- （4）前号の状況調査の結果により市が行う指導又は助言に従うこと。
- （5）設置された雨水貯留浸透施設を廃止し、変更しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を得ること。
- （6）設置された雨水貯留浸透施設を転居等により第三者に譲渡等しようとするときは、市長にその旨を補助金の交付の条件として附された事項を当該第三者が遵守することを誓約した書面を添えて届け出ること。

（計画の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の計画の変更をする場合は、規則様式第3による補助事業等変更申請書に雨水貯留浸透施設事業内容書を添えて市長に提出しなければならない。

(工事の施工)

第9条 別表第1雨水貯留施設(既存浄化槽転用雨水貯留槽)の項に規定する改造工事は、安城市下水道事業排水設備工事指定工事店が行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則様式第4による補助事業等実績報告書に、別表第3の左欄に掲げる雨水貯留浸透施設の区分に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者が交付された補助金に係る雨水貯留浸透施設を廃止するに当たっては、当該雨水貯留浸透施設の設置後7年を経過しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 安城市雨水貯留施設補助金交付要綱(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

種 目	経 費	区 分	補 助 単 価
雨水貯留施設 （既存浄化槽 転用雨水貯留 槽）	改造工事に要する材 料費、工事費及び諸 経費	① 3立方メートル未満 ② 3立方メートル以上10 立方メートル未満 ③ 10立方メートル以上	改造工事に要した経費に 3分の2を乗じて得た 額。ただし、区分の欄の ①から③に応じ、次に定 める額を限度とする。 ① 7万5,000円 ② 10万円 ③ 15万円
雨水貯留施設 （市販雨水貯 留槽）	雨水貯留槽の設置、 雨水の集排水のため の配管等に要する材 料費、工事費及び諸 経費。ただし、2基 までの経費とし、自 己施工分の工事費及 び諸経費を除く。	容量100リットル以上2 00リットル未満	1基当たり1万8,000 円又は購入費用の2分の 1の価格のいずれか低い 額
		容量200リットル以上	1基当たり2万5,000 円又は購入費用の2分の 1の価格のいずれか低い 額
雨水浸透施設 （雨水浸透ま す）	雨水浸透ますの設 置、雨水の集排水の ための配管等に要す る材料費、工事費及 び諸経費	口径又は内法300ミリメ ートル以上	1箇所当たり9,000円 又は経費の2分の1の価 格のいずれか低い額
雨水浸透施設 （雨水浸透管 ）	雨水浸透管の配管の ための材料費、工事 費及び諸経費	口径50ミリメートル以上	1メートル当たり3,00 0円又は経費の2分の1 の価格のいずれか低い額
雨水浸透施設 （浸透U型側 溝）	雨水浸透U型側溝の 設置に要する材料費 、工事費及び諸経費	内法250ミリメートル以 上	1メートル当たり8,00 0円又は経費の2分の1 の価格のいずれか低い額
雨水浸透施設 （透水性舗装 ）	透水性舗装の材料費 、工事費及び諸経 費。ただし、自己施 工分の工事費及び諸 経費を除く。	面積10平方メートル以上	1平方メートル当たり5 00円
その他類似施 設		前記施設と同等の効果があ るもの	同等施設の額に準ずる。

備考 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第6条関係）

	書 類					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
雨水貯留浸透施設の区分	工事の概要を示す図面（配管工事等の平面図、横断面図、構造図等）	見積書（雨水貯留施設（市販雨水貯留槽）の場合は、材料の価格が分かる書類を含む。）	雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）	土地所有者の承諾書（借地において設置工事を行う場合）	使用する機器等（改造工事に伴うポンプ等）の説明に係る資料	その他市長が必要と認める書類
雨水貯留施設（既存浄化槽転用雨水貯留槽）	○	○	—	○	○	○
雨水貯留施設（市販雨水貯留槽）	—	○	○	○	○	○
雨水浸透施設（雨水浸透ます）	○	○	○	○	—	○
雨水浸透施設（雨水浸透管）	○	○	○	○	—	○
雨水浸透施設（浸透U型側溝）	○	○	○	○	—	○
雨水浸透施設（透水性舗装）	○	○	○	○	—	○

備考 「○」は提出を要するものを、「—」は提出を要しないものを示す。

別表第3（第10条関係）

	書 類				
	(1)	(2)			(3)
	雨水貯留浸透施設の設置工事及び改造工事の完了図面（配管工事等の平面図、断面図及び浄化槽本体の改造があった場合は、その断面図）	工事写真			設置工事及び改造工事に係る領収書の写し
着手前		工事中	完了後		
雨水貯留施設（既存浄化槽転用雨水貯留槽）	○	○	○	○	○
雨水貯留施設（市販雨水貯留槽）	○	○	—	○	○
雨水浸透施設（雨水浸透ます）	○	○	○	○	○
雨水浸透施設（雨水浸透管）	○	○	○	○	○
雨水浸透施設（浸透U型側溝）	○	○	○	○	○
雨水浸透施設（透水性舗装）	○	○	○	○	○

備考 「○」は提出を要するものを、「—」は提出を要しないものを示す。